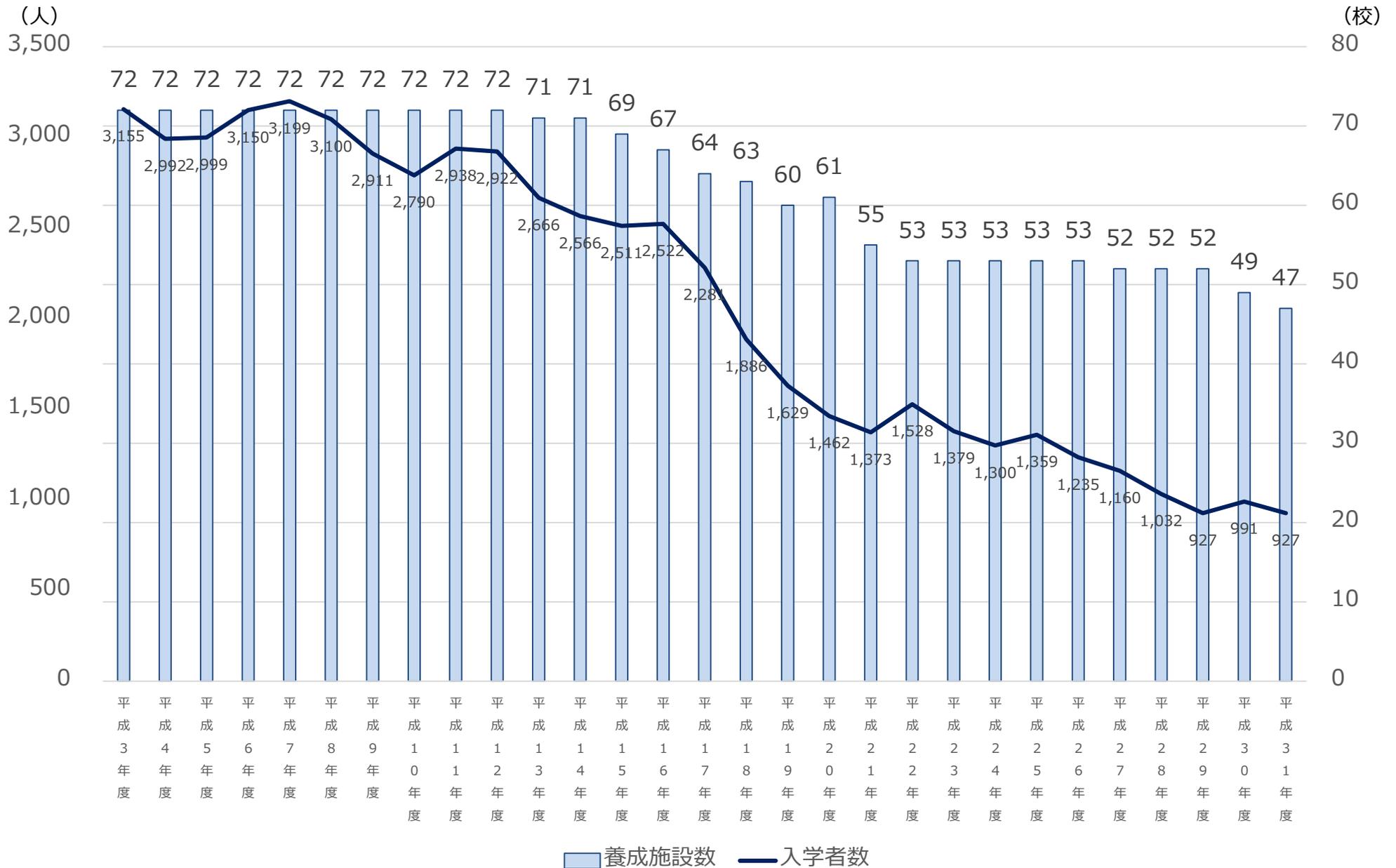


# 歯科技工士に関する最近の状況等

# 1) 歯科技工士養成施設の状況

# 歯科技工士養成施設数及び入学者数



■ 養成施設数    — 入学者数

※ただし、養成施設数は当該年度において入学者を募集している施設数を示す。

(全国歯科技工士教育協議会調べ)3

# 歯科技工士養成課程の内訳

- 歯科技工士の養成課程（50課程）のうち、2年制課程(41課程)が占める割合は82%
- 3年制課程（6課程）のうち、昼間課程であるものは2課程のみで、残り4課程は夜間課程

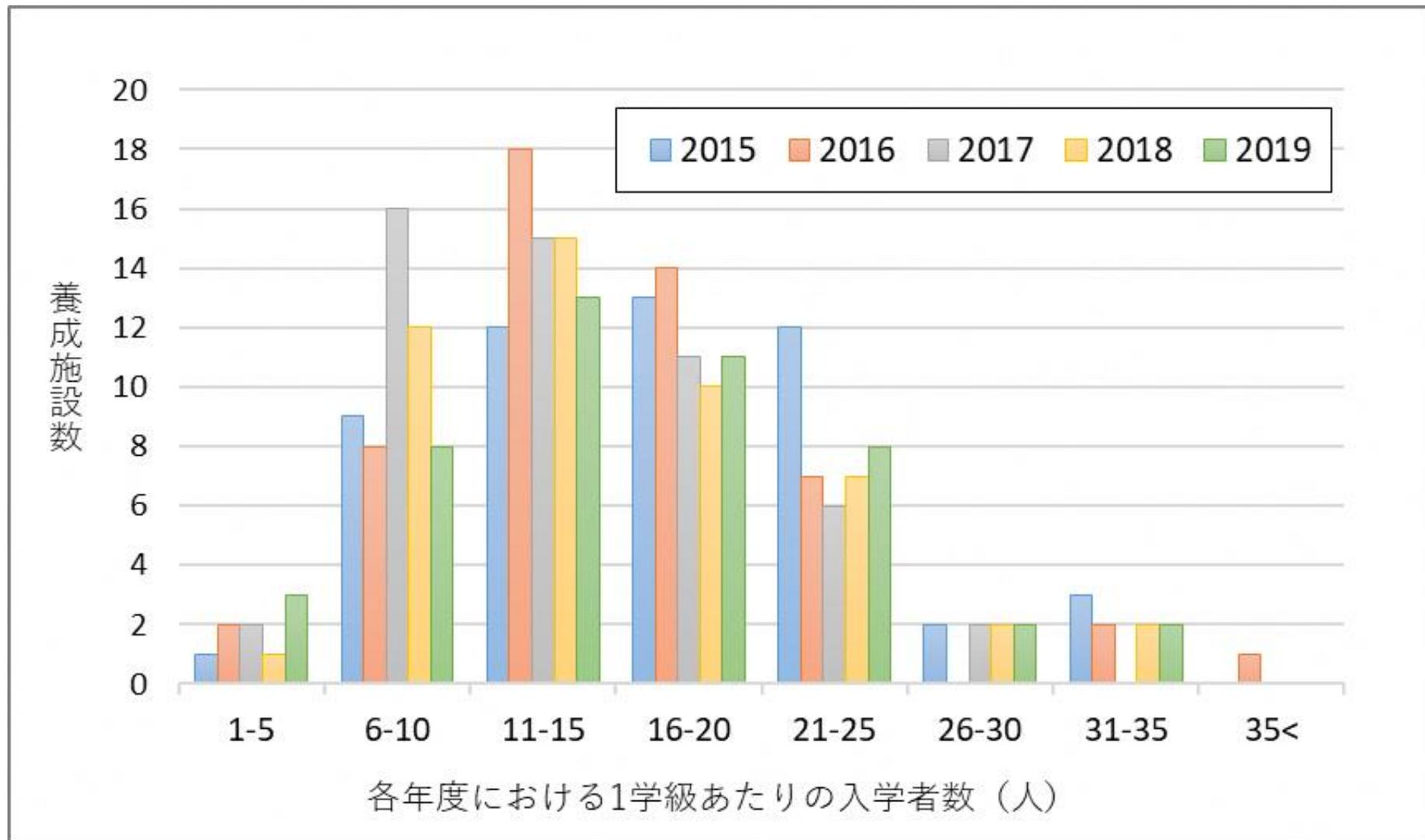
	都道府県 知事指定	文部科学大臣指定				計
		大学	短期大学	専修学校	特別支援学校	
2年制	35	-	2	3	-	40
3年制	4 ※内夜間3	-	-	1 ※内夜間1	1	6 ※内夜間4
4年制	-	3	-	-	-	3
計	39	3	2	4	1	49課程 (47施設)

注1：都道府県知事指定施設には、従前の厚生労働大臣指定施設が含まれる。

注2：都道府県知事指定分は平成31年4月1日現在、文部科学大臣指定分は令和元年5月1日現在。

注3：学生募集を停止をしており、当該年度に入学者がいない課程は除く。

# 直近5年間に於ける1学級あたりの入学者数



【引用】全国歯科技工士教育協議会資料

注)2学級以上有する施設については、平均値として算出した。

※ただし、養成施設数は当該年度において入学者を募集している施設数を示す。

# 歯科技工士の養成等に関する法令等①

## 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）

（受験資格）

**第十四条** 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- 二 都道府県知事を指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- 三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- 四 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

（政令及び厚生労働省令への委任）

**第十六条** この章に規定するもののほか、第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の指定に関し必要な事項は政令で、試験科目、受験手続、前条において読み替えて準用する第九条の十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部又は一部を行う場合における試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

## 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）

（学校又は養成所の指定）

**第九条** 行政庁は、法第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は同条第二号に規定する歯科技工士養成所の指定を行う場合は、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

2 （略）

## 歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号）

（指定基準）

**第二条** 令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 入学又は入所資格は、学校教育法第九十条第一項に掲げるものであること。
- 二 修業年限は、二年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 四 別表に掲げる各教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。
- 五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。
- 六 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 七 基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室を有すること。
- 八 教育上必要な器械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 管理及び維持経営の方法が確実であること。

# 医療関係職種（医政局所掌）の1学級あたりの定員数一覧

職種名	根拠法規	1学級あたりの定員数		
		下限	上限	特記事項
保健師	保健師助産師看護師法	-	-	1学級あたりの定員数は定めていない。しかし、「同時に授業を行う学生又は生徒の数」については、「四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。」とされている。
助産師				
看護師				
准看護師				
診療放射線技師	診療放射線技師法	10人	50人	-
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律	10人	40人	-
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法	-	40人	-
作業療法士				
視能訓練士	視能訓練士法	10人	50人	-
言語聴覚士	言語聴覚士法	10人	40人	-
歯科衛生士	歯科衛生士法	10人	50人	-
歯科技工士	歯科技工士法	10人	35人	-
臨床工学技士	臨床工学技士法	10人	40人	-
義肢装具士	義肢装具士法	10人	30人	-
救急救命士	救急救命士法	10人	50人	-
あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師	あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律	-	30人	「特別支援学校において視覚障害者である生徒に対する教育を行う学級にあつては、15人以下」とされている。
柔道整復師	柔道整復師法	-	30人	-

## 在留資格「医療」



- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
医療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動	<p>一 申請人が医師，歯科医師，薬剤師，保健師，助産師，看護師，准看護師，歯科衛生士，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士，視能訓練士，臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。</p> <p>二 申請人が准看護師としての業務に従事しようとする場合は，本邦において准看護師の免許を受けた後四年以内の期間中に研修として業務を行うこと。</p> <p>三 申請人が薬剤師，歯科衛生士，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士，視能訓練士，臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合は，本邦の医療機関又は薬局に招へいされること。</p>

## **2) 就業歯科技工士の状況**

# 就業歯科技工士の状況について

- 就業歯科技工士数は横ばいであり、平成30年は34,468人（対H28：172人減）
- 就業場所別では、歯科技工所が約7割、病院・診療所が約3割

## ○就業歯科技工士数の年次推移

平成14年	16年	18年	20年	22年	24年	26年	28年	30年
36,756	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495	34,640	34,468

(単位：人)

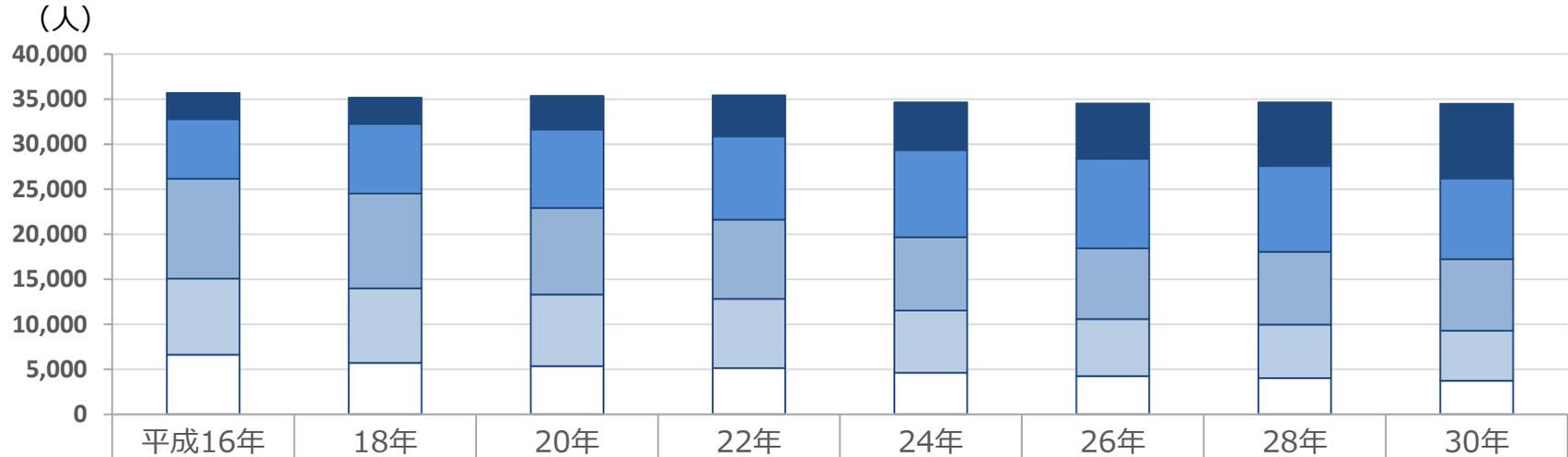
## ○就業場所別にみた就業歯科技工士（平成30年）

	歯科技工士（人）	構成割合（%）
総数	34,468	100.0
技工所	25,056	72.7
病院・診療所	8,861	25.7
その他	551	1.5

(出典：衛生行政報告例)

# 就業歯科技工士(年齢階級別)の年次推移

○就業歯科技工士のうち**50歳以上の者は増加傾向であり平成30年で50.0%**



	平成16年	18年	20年	22年	24年	26年	28年	30年
60歳以上	2,899	2,876	3,738	4,555	5,269	6,114	7,068	8,289
50～59歳	6,597	7,775	8,673	9,256	9,681	9,954	9,518	8,961
40～49歳	11,116	10,506	9,606	8,770	8,128	7,859	8,077	7,950
30～39歳	8,438	8,282	7,963	7,718	6,933	6,315	5,936	5,543
29歳未満	6,618	5,708	5,357	5,114	4,602	4,253	4,041	3,726

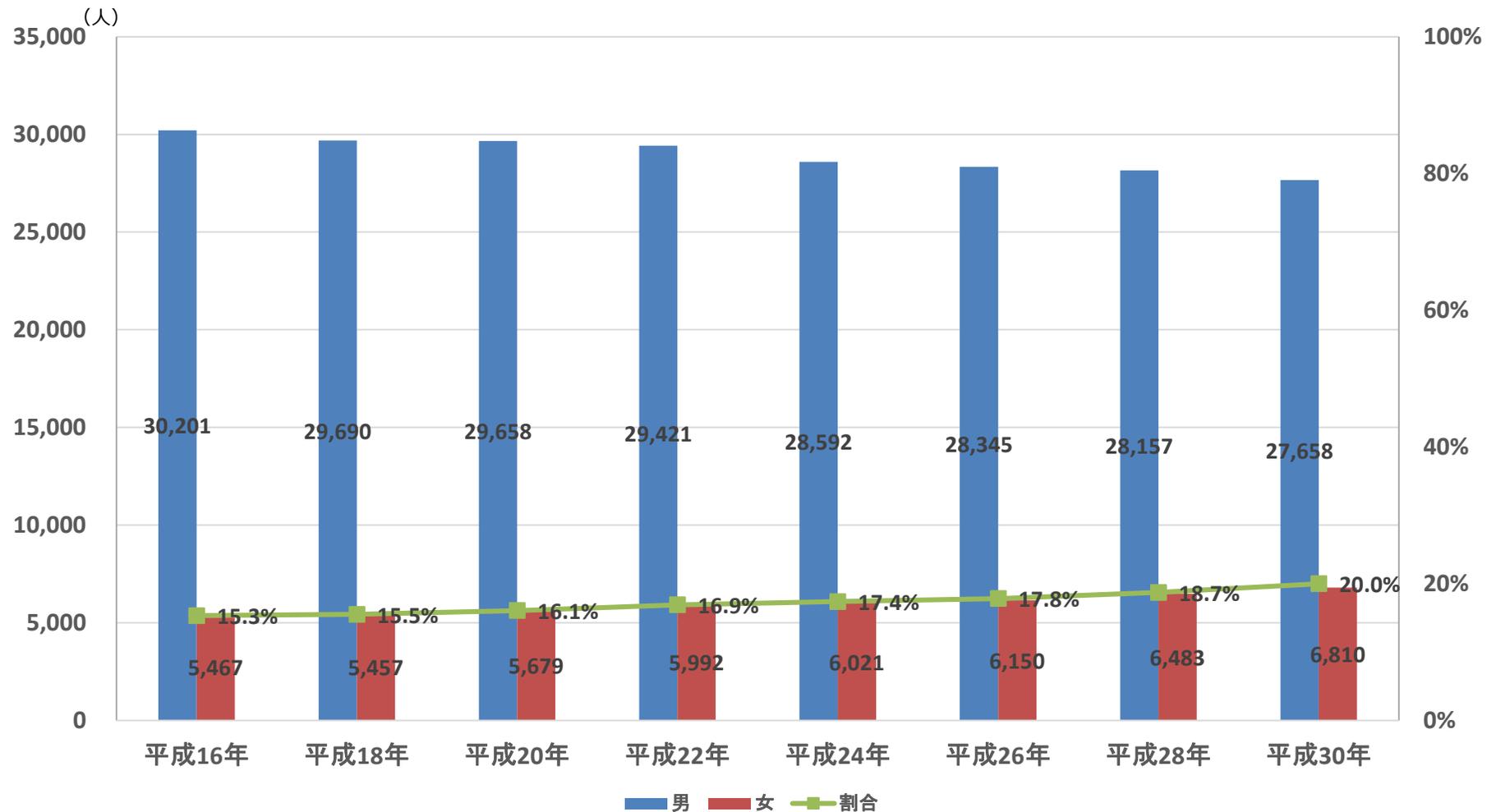
(参考)

合計	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495	34,640	34,468
50歳以上	9,496	10,651	12,411	13,811	14,950	16,068	16,586	17,250
50歳以上割合	26.6%	30.3%	35.1%	39.0%	43.2%	46.6%	47.9%	50.0%

(出典：衛生行政報告例)

# 就業歯科技工士(男女別)の年次推移

○就業歯科技工士のうち**女性が占める割合は微増しており平成30年で19.8%**



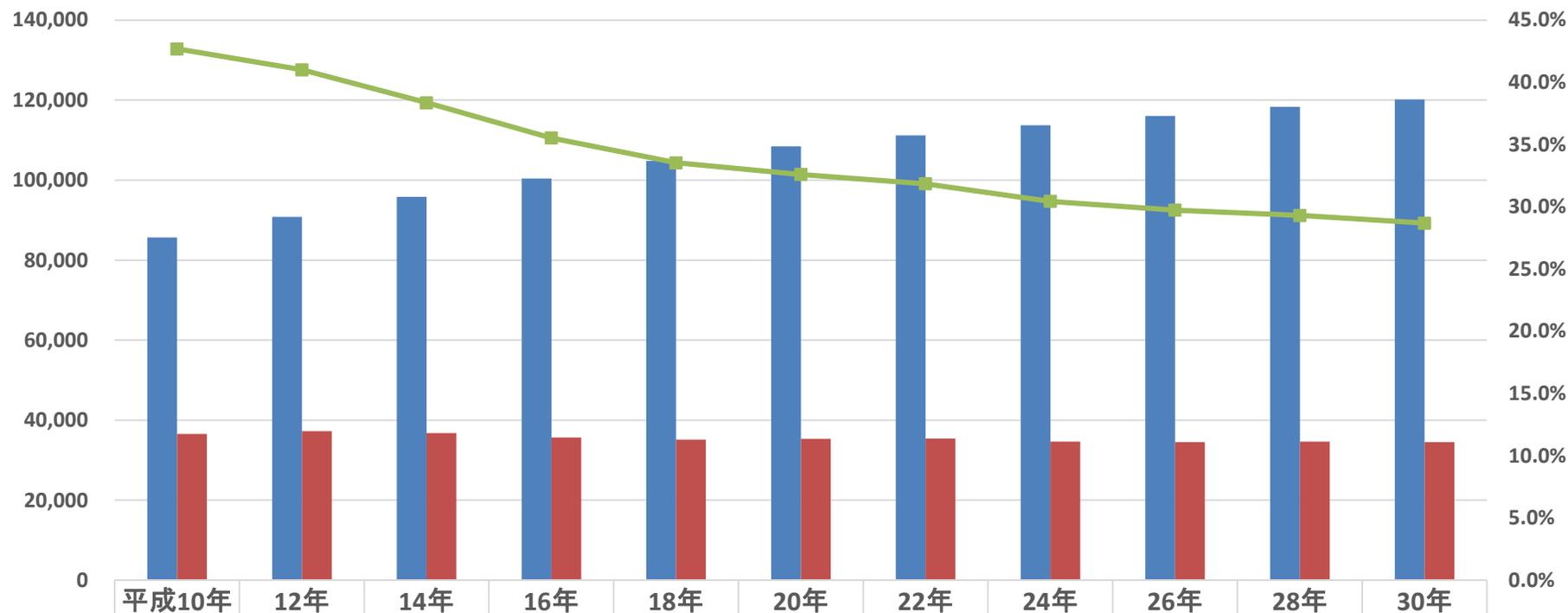
(出典：衛生行政報告例)

# 歯科技工士免許登録者数等の年次推移

- ◎平成30年の歯科技工士免許登録者数は120,157人 業務従事者数は34,468人
- ◎歯科技工士免許登録者数のうち従事者の占める割合は、微減傾向であり平成30では28.7%

総数(人)

就業状況 (%)

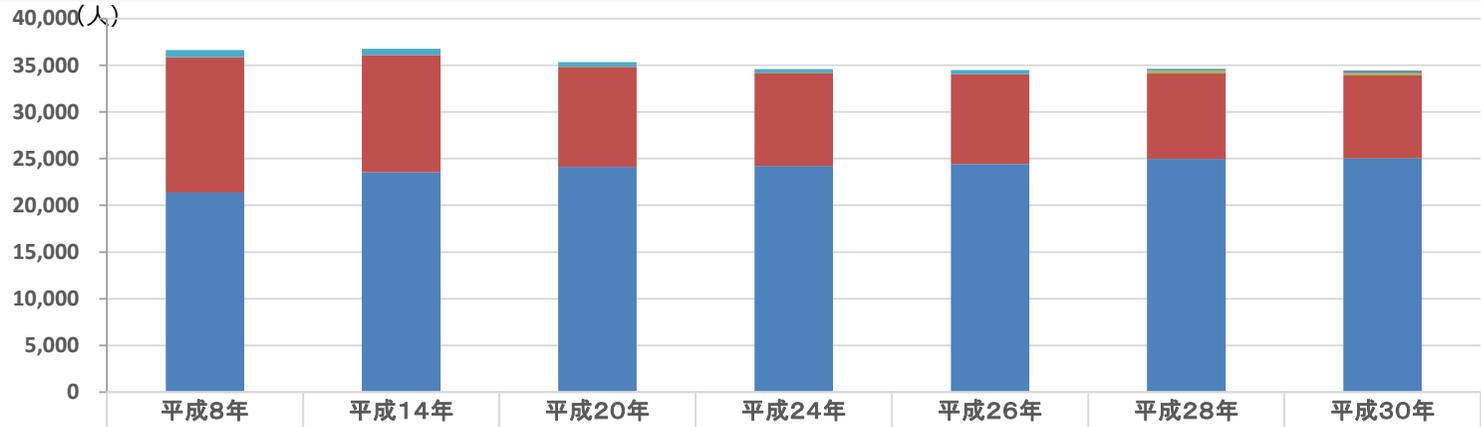


	平成10年	12年	14年	16年	18年	20年	22年	24年	26年	28年	30年
■ 免許登録者 (A)	85,669	90,825	95,838	100,381	104,794	108,406	111,191	113,726	116,006	118,271	120,157
■ 従事者数(B)	36,569	37,244	36,765	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495	34,640	34,468
■ (B)/(A)(%)	42.7%	41.0%	38.4%	35.5%	33.5%	32.6%	31.8%	30.4%	29.7%	29.3%	28.7%

■ 免許登録者 (A) ■ 従事者数(B) ■ (B)/(A)(%)

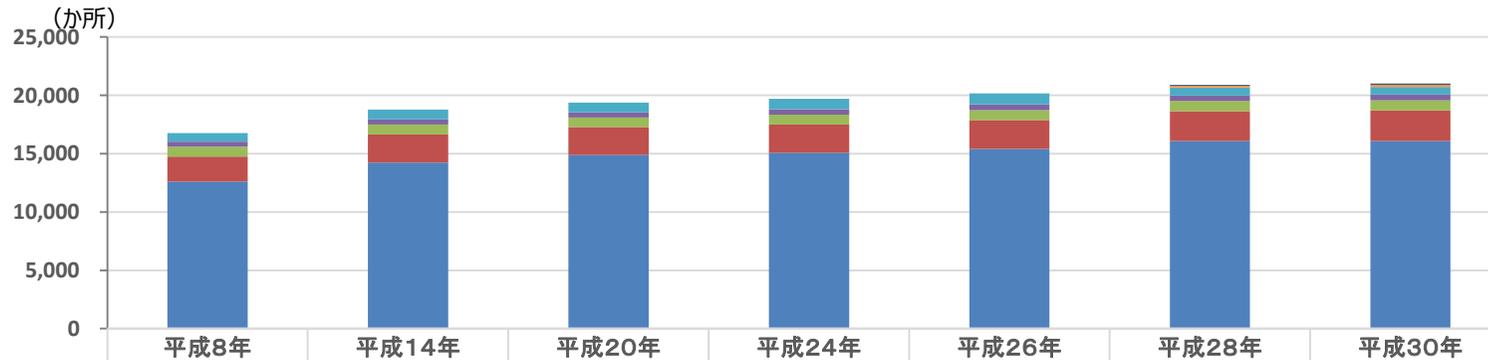
# 就業場所別就業歯科技工士数及び規模別歯科技工所数の推移

就業場所別  
就業歯科技工士数



※平成28年より歯科技工士学校または養成所、事業所の項目を追加							
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

規模別歯科技工所数



※平成26年までは5名以上としていたものを、平成28年より5~9名、10~19名、20名以上と項目を細分化							
---	--	--	--	--	--	--	--

## 【主旨】

- ・歯科技工士を取り巻く環境の厳しさが指摘されており、労働環境の改善を図ることが求められている。
- ・他方で、歯科技工所の約8割は歯科技工士が1人で業務を行っていることから、生産性を向上させるなど、様々な角度から労働環境等の改善に資する取組が必要とされている。
- ・また、高齢化の進展に伴って、口腔機能の回復を図る観点から義歯治療等の補てつ物の需要は高まっているが、就業している歯科技工士のうち50歳以上の者が約半数を占めることなど担い手の高齢化が生じていることから、若手の歯科技工士を確保することが必要とされている。
- ・このため、歯科技工所の業務形態（労働環境や収益等）の改善計画を実施する歯科技工所を公募・選定し、その結果を検証する事業を委託する。

## 【事業内容】

